地方独立行政法人静岡県立病院機構の平成22年度業務実績に関する評価結果

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」 という。)は、次のとおり地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「機構」という。)の平成22年度業務実績に関する評価を行った。

機構は、平成21年4月に県立総合病院、県立こころの医療センター、 県立こども病院の県立三病院の業務を承継して発足した。平成22年度 は、機構の第1期中期計画(平成21年度~25年度)の第2事業年度(平成22年4月~平成23年3月)にあたる。

この評価は、平成22年度における中期計画の実施状況について調査・ 分析を行い、総合的な評定を行ったものである。

第1 評価方法の概要

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって 機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する こと等を目的とする。

- 2 評価を行う上での基本的な考え方
 - (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。
 - (2) 医療の提供等機構の行う業務が、効果的かつ効率的に実施されていること。
 - (3) 地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」

平成23年度暫定評価(案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構の 平成23年度業務実績に関する暫定評価結果(案)

地方独立行政法人静岡県立病院機構評価委員会(以下「評価委員会」という。)は、次のとおり地方独立行政法人静岡県立病院機構(以下「機構」という。)の平成23年度業務実績に関する暫定評価を行った。

機構は、平成21年4月に県立総合病院、県立こころの医療センター、 県立こども病院の県立3病院の業務を承継して発足した。平成23年度 は、機構の第1期中期計画(平成21年度~25年度)の第3事業年度(平成23年4月~平成24年3月)にあたる。

この<u>暫定</u>評価は、平成<u>23 年度途中において</u>中期計画の実施状況について調査・分析を行い、総合的な評定を行ったものである。

第1 評価方法の概要

1 評価の目的

評価委員会が行う評価は、機構の業務運営の改善を促し、もって 機構の業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保に資する こと等を目的とする。

- 2 評価を行う上での基本的な考え方
 - (1) 高度又は特殊な医療の提供、地域医療の支援等を行うことにより、県内医療水準の向上や県民の健康の確保及び増進に寄与すること。
 - (2) 医療の提供等機構の行う業務が、効果的かつ効率的に実施されていること。
 - (3) 地方独立行政法人制度における基本理念としての「公共性」

や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における 「自主性」が十分発揮されていること。

- (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。
- 3 年度評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1)機構(県立病院)に対する県民の信頼を高めること。
- (2)機構職員のモチベーションを高めること。
- (3)機構運営に必要な支援を県が理解すること。
- 4 評価方法
 - (1) 年度評価

年度評価は、機構から提出される当該事業年度に係る業務の実績に関する報告書(以下「業務実績報告書」という。)を基に、中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(2) 暫定評価

暫定評価は、機構の次年度計画に速やかにその結果を反映させることで、機構の業務運営の迅速な改善を図るために、年度途中で行うこととする。

この場合、機構の当該時点における暫定の業務実績報告書を基 に、中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体 について総合的な評定をして行うものとする。

平成23年度暫定評価(案)

や「透明性」が確保されていること。また、業務運営における 「自主性」が十分発揮されていること。

- (4) 県が指示した「方針書」である中期目標に沿って、業務が実施されていること。
- 3 年度評価の着眼点

年度評価は、業務運営の改善等を目的とすることはもとより、評価を通じて次の各点に資することをねらいとする。

- (1)機構(県立病院)に対する県民の信頼を高めること
- (2)機構職員のモチベーションを高めること
- (3)機構運営に必要な支援を県が理解すること
- 4 評価方法
 - (1) 年度評価

年度評価は、機構から提出される当該事業年度に係る業務の実績に関する報告書(以下、「業務実績報告書」という。)を基に、中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体について総合的な評定をして行うものとする。

(2) 暫定評価

暫定評価は、機構の次年度計画に速やかにその結果を反映させることで、機構の業務運営の迅速な改善を図るために、年度途中で行うこととする。

この場合、機構の当該時点における暫定の業務実績報告書を基 に、中期計画の実施状況の調査及び分析をし、業務の実績の全体 について総合的な評定をして行うものとする。 平成 22 年度評価 平成 23 年度暫定評価 (案)

第2 評価結果

総 括

平成 22 年度は、県立三病院を一つの地方独立行政法人として運営する体制に移行した 2 年目にあたる。初年度については、当委員会として、1 年を通じ、新生の機構の関係者が一丸となって、精力的に、多大な努力を続けて信頼される質の高い医療を提供し、またそのための体制と環境づくりに取り組んできていることは高く評価されるべきとの見解を述べた。

本年度についても、その取り組みの成果が表れている面が引き続き観察され、法人化による利点を最大限に引き出すとともに、法人化に伴う様々な課題を克服するという挑戦的な戦略が、精力的に展開されていることがわかる。全国の中でも思い切った運営体制改革を実現した機構が上々のスタートを切ったが、その後もその勢いを持続していると評価することができよう。

それについては、平成 22 年度の決算にも表れており、総合病院とこども病院で平成 21 年度後半からの患者数増の傾向が平成 22 年度も続いていること、機構の救急医療や周産期医療などへの取り組みが今回の診療報酬改定の趣旨と合致したこと、施設基準の新たな取得や経費削減努力が奏功したことなどにより、2年連続の黒字決算となり、収支は計画を上回った。また、中期計画などで最重要課題としている医療従事者の確保などについても一定の成果を示しており、収支構造の改善と医療の質の向上の両方を目指す方向に向かっていると認められる。

とはいえ、機構が直面する問題や中長期的に取り組むべき課題は多い。それらの中でも特に評価委員会として重要と思われるものに絞って、以下のとおり、1 法人本部、2 三病院の別に報告を行うこととす

第2 評価結果

総 括

平成23年度は、県立3病院を一つの地方独立行政法人として運営する体制に移行した3年目にあたる。昨年度については、機構の設立以来、関係者が一丸となって、精力的に、多大な努力を続けて信頼される質の高い医療を提供し、またそのための体制と環境づくりに取り組んできた成果が表れている面が引き続き観察され、法人化による利点を最大限に引き出すとともに、様々な課題を克服するという挑戦的な戦略が精力的に展開されており、上々のスタートを切った勢いを持続しているとの見解を述べた。本年度についても、これまでのところ、その取り組みの成果が引き続き観察され、中期目標の達成に向けて着実な進展が見られる。

平成23年度前半の経営状況を見ると、医業収益について、3病院計で、 入院は延患者数が前年を下回っているが単価は診療報酬改定の効果が 続き前年を上回って推移しており、外来は延患者数、単価ともに前年を 上回って推移していること、医業費用は、給与費の減少、材料費や経費 の削減努力が奏功したことなどにより、このまま推移すれば、平成23 年度全体としては、3年連続の黒字決算となり、収支は計画を上回る見 込みである。また、中期計画などで最重要課題としている医療従事者の 確保などについても努力が一定の成果を示しており、収支構造の改善と 医療の質の向上の両方を目指す方向に適切に向かっていると認められる。

とはいえ、機構が直面<u>し、あるいは</u>中長期的に取り組むべき課題は<u>な</u> お多い。<u>来年度は、次期の計画についての検討を視野に入れるべきタイ</u> <u>ミングに当たることも踏まえつつ、</u>それらの中でも特に評価委員会とし

平成 22 年度評価	平成 23 年度暫定評価(案)
------------	-----------------

る。

1 法人本部

- 医療の質的量的水準を大きく左右する職員の確保については、依然 として重要な課題であることに変わりはないものの、法人化による優 位性を生かして、定数にとらわれない柔軟な採用試験の実施等により 一定の成果をあげているものの、一部に想定を超える辞退率等により 必要数が確保できなかったこともあり、医療従事者の確保については 今後も努力が必要である。
- 昨年度、医療の質向上のために欠かせない医療スタッフの教育訓練 や、職員のモチベーションと専門性の向上のための適材適所の配置な ど、人材を最適に活用する組織体制とプログラム等に未整備な面が見 受けられ、今後、早期の検討が必要と思われるとの指摘を行った。そ れは、人員不足の中で制約が多いとはいえ、教育機会の提供はスタッ フの技術力だけでなく、モチベーション向上、人材の確保にも大きな 効果をもつものと思われるからである。これに対し、研究事業の充実 などが行われて、医師の海外派遣や海外医師の招聘が進む一方、看護 師・薬剤師の認定研修への派遣などの取り組みが進展し、後者につい ては、資格取得を推奨・支援する体制も整ってきている状況が認めら れる。また、職員の経験や役職等に応じた人材育成プログラムの作成 が行われ、院内施設の充実等も進められており、好ましい方向に進ん でいる。

て重要と思われるものに絞って、以下のとおり、1 法人本部、2 3病 院の別に報告を行うこととする。

1 法人本部

- 医療の質的量的水準を大きく左右する職員の確保については、依然 として重要な課題である。法人化による優位性を引き続き生かして、 定数にとらわれない柔軟な採用試験の実施、離職の防止努力等により 一定の成果をあげているものの、一部に想定外の応募減があったこと 等により必要数が確保できなかったこともあり、医療従事者の確保に ついては今後も努力が必要である。なお、医師確保においては、若手 医師の確保・育成について、より重要視する姿勢となったとのことで あり、その成果に注目したい。
- 過年度において、医療スタッフの教育訓練や、職員の適材適所の配 置など、人材を最適に活用する組織体制とプログラム等の整備が、人 員不足の中で制約が多いとはいえ、スタッフの技術力だけでなく、モ チベーション向上、人材の確保にも大きな効果をもつという観点か ら、その検討・充実の必要を指摘した。これに対し、研究事業の充実 などが行われて、医師の海外派遣が進む一方、看護師・医療技術者の 認定研修への派遣などの取り組みが進展し、後者については、資格取 得を推奨・支援する制度が拡充され、認定資格者の各病院への配置が 進んでいる。また、新たな階層別研修、専門研修、事務職員研修も実 施されて、職員の経験や役職等に応じた人材育成プログラムが展開さ れ、院内施設の充実等とともに、好ましい方向に進んでいる。
- プロパー職員の増強は独立性の高い運営を行うという法人化の趣旨 |・ プロパー職員の増強は独立性の高い運営を行うという法人化の趣旨

平成23年度暫定評価(案)

を生かし、スタッフの専門性を向上させるために重要であり、平成22年度については、予定人員を確保することができた。ただ、同時に本部・各病院間のバランスの取れた配置、人事ローテーションなど、組織の運営管理や適材適所の人員配置の活用方法などについて、引き続き十分な配慮と検討が必要である。

- ・ 機構は今後とも地域医療の確保のために一層の役割を果たすことが 期待されており、静岡県による地域医療再生計画に歩調を合わせ、医 師確保対策等、今後県及び地域の期待に応えられる体制をとるべきと 考えられる。
- ・ 法人化に伴う組織面での課題として、本年度、職員センター業務の 一元化が行われたが、こうした法人本部と三病院の管理部門における 機能の整理・統合、業務の効率化、権限や意思決定プロセスの再整理、 事務分掌の見直しなどへの取り組みが今後とも必要である。

・ 機構が健全経営を行うためには、質の高い医療の提供とともに収入 の確保を前提として、業務の効率化とムダの排除による支出の縮減を 進めることが何よりも重要であることに変わりはない。本年度におい ても法人化のメリットを生かすかたちで、医薬品や診療材料費の節減 努力、委託契約の見直しなど様々な取り組みが行われたことは評価で きる。その中で、それらの取り組みが信頼される医療の提供という使 命に何らかの支障をもたらすようなことがあってはならず、そのため の配慮がされていることも認められるが、この点について引き続き全 組織的な理解の共有を徹底されることを望みたい。 を生かし、スタッフの専門性を向上させるために重要であり、平成23 年度については、予定人員を確保することができる見込みである。ただ、同時に本部・各病院間のバランスの取れた配置、人事ローテーションなど、組織の運営管理や適材適所の人員配置の活用方法などについて、引き続き十分な配慮と検討が必要である。

- ・ 機構は今後とも地域医療の確保のために一層の役割を果たすことが 期待されており、静岡県による地域医療再生計画に歩調を合わせ、医 師確保対策等、今後県及び地域の期待に応えられる体制をとるべきと 考えられる。
- ・ 法人化に伴う組織面での課題として、<u>昨年度、</u>職員センター業務の 一元化が行われた<u>のに続き、平成23年度には、管理部門の整理統合</u> (ライン体制化)が行われ、また、3病院業務別担当者連絡会(研修 会)、業務マニュアル作成・共通化が行われており、評価できる。こ うした法人本部と3病院の管理部門における機能の整理・統合、業務 の効率化、権限や意思決定プロセスの再整理、事務分掌の見直しなど への取り組みが今後とも必要である。
- ・機構が健全経営を行うためには、質の高い医療の提供とともに収入の確保を前提として、業務の効率化とムダの排除による支出の縮減を進めることが何よりも重要であることに変わりはない。本年度においても法人化のメリットを生かすかたちで、薬品費、診療材料費や医療機器保守管理費の節減努力、委託業務契約の見直しなど様々な取り組みが行われたことは評価できる。その中で、それらの取り組みが信頼される医療の提供という使命に何らかの支障をもたらすようなことがあってはならず、モニタリング制度*1の導入など、そのための配慮が図られているが、引き続き、この点について、全組織的な理解の共有を徹底されることを望みたい。

・ 昨年度、不採算医療や政策医療を担う県立病院として、その機能を多くの県民が享受することが期待されており、それを果たしていることについての説明責任や透明性の確保が重要であることを指摘した。これに対し、不採算医療の検討の契機となるよう診療科別・患者別・疾患別原価計算*1の取り組みが始まり、また、各病院ホームページの充実、公開講座、県民イベントへの参加などに積極的な取り組みが行われていることは評価できる。ただ、たとえば海外の先進病院では常時施設見学を可能にしているなどの例もあり、また、患者満足度調査結果を公表する病院もあるなどの例を参考にしつつ、県立三病院の価値を一般県民に知らせることを展望して、さらに一歩を踏み込んだ工夫の余地がないかどうか研究し、様々な試みを積み重ねていくことが望まれる。

2 三病院

(1) 三病院共通

- ・ 昨年度指摘した周産期医療における総合病院とこども病院との連携や、精神身体合併症に対する充分な医療を提供していくためのこころの医療センターと総合病院との連携について、より緊密な連携を取れる体制整備について検討をはじめ、具体的対応として、身体合併症患者等における連携も行われ、また、こども病院で受入困難な患者についてのこころの医療センターでの受け入れなど三病院の連携が進んでいることは高く評価できる。
- ・ 医師は平成 21 年度平均の 204 人に対し、平成 22 年度平均で 212 人 体制となり、また看護師についても、平成 21 年度平均の 1,064 人に 対し、平成 22 年度平均で 1,123 人体制となった。プロパー事務職員

平成23年度暫定評価(案)

・昨年度、不採算医療や政策医療を担う県立病院として、その機能を多くの県民が享受することが期待されており、それを果たしていることについての説明責任や透明性の確保が重要であることを指摘した。これに対し、不採算医療の検討の契機となるよう総合病院において診療科別・患者別・疾患別原価計算*2のシステムの稼動に向けた取り組みや、また、ホームページの適時更新、機構内広報誌の充実、公開講座、講師派遣、県民イベントへの参加など、積極的な取り組みが進められていることは評価できる。ただ、過年度指摘したように、たとえば海外の先進病院では常時施設見学を可能にしているなどの例もあり、また、患者満足度調査結果を公表する病院もあるなどの例を参考にしつつ、県立3病院の価値を一般県民に知らせることを展望して、さらに一歩を踏み込んだ工夫の余地がないかどうか研究し、様々な試みを積み重ねていくことが望まれる。

2 3 病院

(1) 3病院共通

- ・ 周産期医療等における総合病院とこども病院との連携や、精神身体合併症に対するこころの医療センターと総合病院の連携、また、こども病院で受入困難な患者についてのこころの医療センターでの受け入れなど、3病院1法人のメリットを生かし、患者の搬送、医師の応援体制の確保等、病院間の連携・協力体制を密にして対応していることは引き続き高く評価できる。
- ・ 医師は平成<u>22</u>年度平均の<u>212 人体制</u>に対し、<u>平成 23 年 9</u>月末現在<u>213</u> 人、また看護師についても、平成<u>22</u>年度平均で<u>1,123 人体制</u>に対し、<u>平成 23 年 9</u>月末現在<u>1,127</u>人となっ<u>ている。</u>プロパー事務職員の配置も拡大しており、今後の専門性の向上が期待できるが、そのためには、

の配置も進んでおり、今後の専門性の向上が期待できる。また、医療秘書30人や病棟支援員10人の配置による医師および看護師の負担軽減効果も確認されている。ただ、麻酔科、精神科、放射線科等の特定分野での医師不足の解消や看護師の必要数の確保等が引き続き重要な課題となっており、医療水準の低下を防ぐための最大限の措置がとられているものの、より恒久的な解決が必要である。

- ・ 法人化の利点である柔軟でスピーディーな改善改革、最適な経営策の採用というメリットが、スタッフの採用・配置、コスト縮減への取り組みなど様々な面で生かされている。昨年課題として指摘した看護師の二交替制の導入も職員の理解を得て平成22年9月から総合病院の2病棟で試行が開始されたことは歓迎される。
- ・ 看護支援事業 (病棟支援員*²) による多忙化解消や職場の環境整備、医師看護師宿舎の整備等も着実に進んでいるが、必要な看護師数を充足するためには、さらなる就労環境の改善への取り組みを期待したい。
- ・ 医療の安全確保や質向上への取り組みが引き続き全組織的に展開されている現状は評価できる。昨年度構築された職員からの改革・改善推進制度における成果実績も増加しているが、より多くの職員がこれに取り組み、その成果が機構全体に浸透するような工夫を重ねて、今後とも医療の質向上のための現場での改善改革を進めることが望まれる。

県からの派遣職員も含め、長いスパンで部署や業務の特性に応じての 柔軟な配置・在任期間を考えていく必要があると考えられる。これに 関連して保険請求等医事業務の内製・委託のバランスについても将来 に向けての検討課題となろう。また、医師事務作業補助者 48人や病棟 支援員11人の配置による医師及び看護師の負担軽減効果も確認され ている。ただ、麻酔科、精神科、放射線科、救急専門医等の特定分野 での医師不足の解消やハイケアユニット*3開設対応を含めた看護師 の必要数の確保等が引き続き重要な課題となっており、医療水準の低 下を防ぐための最大限の措置がとられているものの、より恒久的な解 決が必要である。

- ・ 法人化の利点である柔軟でスピーディーな改善改革、最適な経営策の採用というメリットが、スタッフの採用・配置、コスト縮減への取り組みなど様々な面で生かされている。看護師の2交代制の導入も職員の理解を得て平成23年8月から総合病院の2病棟で制度化されて、効果も確認され、また、同年11月からこども病院でも試行〈現在4病棟〉が開始されていることは歓迎される。
- ・ 看護支援事業 (病棟支援員*4) による<u>看護師の本来業務への集中・</u> 多忙化<u>の</u>解消や<u>独立した休憩室等</u>職場の環境整備、医師<u>・</u>看護師宿舎 <u>や保育所</u>の整備等も着実に進んでいるが、必要な看護師数を充足する ためには、さらなる就労環境の改善への取り組みを期待したい。
- ・ 医療の安全確保や質向上への取り組みが引き続き全組織的に展開されている現状は評価できる。法人化後に統合された表彰制度のもとで、改革・改善提案の活性化が見られるが、引き続き、より多くの職員がこれに取り組み、その成果が機構全体に浸透するような工夫を重ねて、今後とも医療の質向上のための現場での改善改革を進めることが望まれる。

・ なお、平成23年3月の東日本大震災への医療救護活動として、岩 手県宮古市などへの県立総合病院のDMAT派遣及び静岡県医療救 護班派遣(「総合+こども」「総合」による一般医療チーム及び「こ ころ+こども」「こころ」による精神医療チーム)等による被災地支 援が行われ、現在も継続中である。中期目標に掲げられた項目への取 り組みとして特記する。

(2) 県立総合病院

- ・ 総合病院の柱である循環器病、がん医療、救急医療のそれぞれにおいて、引き続き医療の提供体制の強化拡充が行われており、その点については十分高い水準を維持しているものと認められる。
- ・ 循環器病では不整脈治療が再開され、脳卒中の地域連携クリニカルパス*3の運用も始まった。脳卒中患者に対する対応体制もストロークケアユニット*4の整備に向けてリハビリスタッフの計画的な増員に着手がされたが、円滑な進捗が望まれる。
- ・ リニアックなどのがん治療の機器整備や身体に負担の少ない腹腔鏡 手術の充実など地域がん診療拠点病院としての責務を十分に果たし ている。
- ・ 全国各地で大きな問題となっている救急搬送患者の受け入れについて、引き続き 100%近い受入率を確保していることは県民にとって極めて心強いもので、高く評価されるべきである。受入側の医師の過剰負担による救急医療体制維持の危険性に対しては、医師の変則勤務の試行も有意義である。

平成23年度暫定評価(案)

・ 平成 23 年3月の東日本大震災への医療救護活動として、岩手県宮 古市などへの総合病院のDMAT*5派遣及び静岡県医療救護班派遣 (「総合+こども」「総合」による一般医療チーム及び「こころ+こど も」「こころ」による精神医療チーム)等による被災地支援が行われている。これに加え、災害時における拠点病院として、被ばく医療を含め東海地震に備えた対応協議が関係機関と始められている。中期目標 に掲げられた項目への取り組みとして特記する。

(2) 県立総合病院

- ・ 総合病院の柱である循環器病、がん医療、救急医療のそれぞれにおいて、引き続き医療の提供体制の強化拡充が行われており、その点については十分高い水準を維持しているものと認められる。
- ・ 循環器病<u>については 24 時間受け入れ体制と、</u>不整脈治療<u>の充実、</u>脳卒 中の地域連携クリニカルパス<u>*6</u>の運用<u>により機能充実が図られている。</u> 脳卒中患者に対する対応体制もストロークケアユニット<u>*7</u>の整備に向け てリハビリスタッフの計画的な増員に着手がされ<u>、5人の増員があった</u> が、円滑な進捗が望まれる。
- ・ <u>がんについては、</u>リニアックなどのがん治療の機器整備や身体に負担の少ない腹腔鏡手術の充実など地域がん診療拠点病院としての責務を十分に果たしている。
- ・ <u>救急医療については、</u>全国各地で大きな問題となっている救急搬送 患者の受け入れについて、引き続き 100%近い受入率を確保している ことは県民にとって極めて心強いもので、高く評価されるべきであ る。<u>救急専門医の確保が難しい状況にあるが、</u>受入側の医師の過剰負 担による救急医療体制維持の危険性に対しては、医師の変則勤務の試 行が継続されており、有意義である。

- ・ 地域医療支援病院の指定基準を大きく上回る過去最高の紹介率(基準60%、実績82.1%)、逆紹介率(基準40%、実績93.8%)と数字が向上しており、地域の診療所との連携体制が確保されていることも評価したい。地域の医療機関への医師派遣や機器共同利用、遠隔病理診断などによる支援も引き続き積極的な取り組みを期待したい。
- ・ 充実した医療の提供、地域連携、アメニティ改善その他の経営努力 の成果が、計画を上回る平均在院日数や病床利用率などの基礎的な指 標に明確に表れている。今後ともこうしたバランスの取れた業績を維 持することを期待したい。

・ 医師等の充足は、法人化の利点を活用して大きな前進が見られるものの、引き続き重要な課題となっている。3本柱である循環器・がん・救急の各分野について、より充実した医療提供体制とするための麻酔科医、放射線科医や救急専門医などが特に必要とされているが、医療技術者にとっても魅力ある病院となって、必要十分なスタッフが確保できるよう努力されることを望みたい。医療技術者の臨床研究の支援が開始されたが、質の高い研修や研究の機会を提供することは、このような魅力作りの重要な要素となっており、今後とも国内外での研修、大学等研究機関との共同研究などが拡充することを期待したい。

平成23年度暫定評価(案)

- ・ 紹介率・逆紹介率は、地域医療支援病院の指定基準を大きく上回っているが(紹介率:基準60%、実績81.4%、逆紹介率:基準40%、実績99.7%)、地域の診療所との連携体制を確保し、その機能をより一層発揮することを期待したい。地域の医療機関への医師派遣や機器共同利用などによる支援も拡大している。引き続き積極的な取り組みを期待したい。
- ・ 充実した医療の提供、地域連携、アメニティ改善その他の経営努力 の成果が、計画を上回る平均在院日数や病床利用率などの基礎的な指標に明確に表れている。医師事務作業補助者の増員による診療報酬加算のランクアップを含む単価アップ努力と経費節減の取組みによる費用抑制を通じて利益は年度計画を上回ることとなった。今後ともこうしたバランスの取れた業績を維持することを期待したい。アメニティについては、入院患者に関しては、24 時間を視野とするなど、患者目線を基本においた姿勢を引き続き確保していくことが重要である。
- ・ 医師等の充足は、法人化の利点を活用して大きな前進が見られるものの、引き続き重要な課題となっている。3本柱である循環器・がん・救急の各分野について、より充実した医療提供体制とするための麻酔科医、放射線科医や救急専門医などが特に必要とされているが、医療技術者にとっても魅力ある病院となって、必要十分なスタッフが確保できるよう努力されることを望みたい。医療技術者の臨床研究の支援が開始されたが、質の高い研修や研究の機会を提供することは、このような魅力作りの重要な要素となっており、今後とも国内外での研修、大学等研究機関との共同研究などが進展・拡充することを期待したい。なお、在宅医療の推進と関連して、退院支援の充実等のため、メディカル・ソーシャル・ワーカー*8の増員にも引き続きの努力を望みたい。

平成 22 年度評価	平成 23 年度暫定評価(案)
------------	-----------------

(3) 県立こころの医療センター

- ・ 専門病棟を有して精神科救急・急性期医療を提供するとともに、在 宅医療、司法精神医療*5、先端医療という、精神医療分野において県 内の他の医療機関では対応困難な総合的かつ高水準な医療を引き続 き提供している。明確な病院理念と基本方針、将来構想が掲げられて おり、この構想へ向かって体制整備が着実に進化してきていること が、高い評価に繋がっている。
- ・ 精神科の平均入院単価は低水準で、構造的に困難な経営環境にあるが、精神科救急入院料病棟、精神科急性期治療病棟で配置人員の拡充による看護密度の向上、個室の拡充、病床回転率の向上、在宅ケアの充実といった医療の質向上や経営努力を積極的に行っている。工事等に伴う稼動病床数の減少等の影響もあり、トップレベルの精神科病院の目安といわれる平均在院日数 100 日を上回った(平成 22 年実績108.2 日)ことは残念であるが、平成 20 年度に開院 53 年間で初めて経常収支の黒字化を果たし、平成 21 年度、22 年度と連続して黒字を達成するなどの業績は高く評価できる。
- ・ 精神科救急ダイヤルでは患者・家族から電話で相談を受け、必要に 応じて救急外来等の受診、救急・急性期病棟に入院というサービスを 行うほか、全県の情報センターとしての役割も担っているが、平成22 年度現在の年間2,522件程度の利用はまだ低水準である。精神科救急

・ <u>医師の充足と関連して、医師の臨床研修に関し、病院の臨床研修体制が高く評価され、卒後臨床研修評価機構(JCEP)の認定証の発行を受け、医師臨床研修マッチングにおいても多くの希望者があり、募集定員全員を内定することができたことは、高く評価できる。</u>

(3) 県立こころの医療センター

- ・ 専門病棟を有して精神科救急・急性期医療を提供するとともに、在 宅医療、司法精神医療*9、先端医療という、精神医療分野において県 内の他の医療機関では対応困難な総合的かつ高水準な医療を引き続き提供している。明確な病院理念と基本方針、将来構想が掲げられて おり、この構想へ向かって体制整備が着実に進化し、居住プログラムを除きほぼ完成していて、高い評価に繋がっている。
- ・ 精神科の平均入院単価は低水準で、構造的に困難な経営環境にあるが、精神科救急入院料病棟、精神科急性期治療病棟で配置人員の拡充による看護密度の向上、個室の拡充、病床回転率の向上、在宅ケアの充実といった医療の質向上や診療報酬の適正請求や医療観察法の指定病床の増床など経営努力を積極的に行っている。平均在院日数は前年度より短縮したものの、トップレベルの精神科病院の目安といわれる100日を上回る見込みである(平成23年実績見込み104.4日)ことは残念であるが、平成20年度に開院53年間で初めて経常収支の黒字化を果たし、平成21年度、22年度に引き続き、23年度も連続して黒字を達成する見込みであるなど、その業績は高く評価できる。
- ・ 精神科救急ダイヤルでは、24 時間体制で全県の患者・家族から電話で相談を受け、必要な受診の助言等を行うとともに、場合によっては、 救急外来等の受診、救急・急性期病棟に入院させる</u>役割も担っているが、平成23年9月末現在の837件程度の利用はまだ低水準であり、ま

平成23年度暫定評価(案)

ダイヤルが認知されることで新規患者の受け入れ増加も望まれるため、県とも連携し、自治体広報の活用等により露出を増やすなど、県民に対しより一層の周知が必要である。

- ・ 患者の社会復帰に向けて、退院を支援する「在宅医療支援部」の役割は精神医療分野での世界的な趨勢であり、今後とも拡充されることが望まれる。特に本年度活動開始のACTチーム*6による24時間訪問サービス、家、家族がない患者のための居住プログラムなどは極めて重要であり、強化拡充が望まれるが、医療以外の分野における連携や入退院を繰り返さないために患者・家族に向けて疾病に対する理解を深めるための心理教育の強化、家族教室への取り組みといった課題があり、対応について検討が必要である。
- ・ 司法病棟の増床実現、m-ECT*7による治療体制整備、クロザピン*8を使っての統合失調症の治療運用開始など、政策医療や先端医療に属する分野での積極的なサービス強化が進められていることは高く評価される。これらの取り組みには当然関係者の深い理解が必要なものがあり、これにつき現場だけに努力と負担を求めることがないよう、十分な配慮が必要である。
- ・ 実施が難しい精神科における禁煙指導について、病院敷地内における全面禁煙を行うなど、患者・職員の双方に対する健康増進への取り組みは評価したい。
- ・ 研修医の受け入れ、教育・研修病院として専門医の育成・派遣など のほか、他機関では治療困難な患者の全県規模の受け入れといった不 採算の分野に対し担うべき機能を果たしている。そうした長期・慢性

た前年度より減少している。精神科教急ダイヤルが認知されることで新規患者の受け入れ増加<u>につながること</u>も望まれるため、<u>広報誌・ホームページの活用努力が行われているが、</u>県とも連携し、自治体広報の活用等により露出を増やすなど、県民に対しより一層の周知が必要である。

- ・ 患者の社会復帰に向けて、退院を支援する「在宅医療支援部」の役割は精神医療分野での世界的な趨勢であり、今後とも拡充されることが望まれる。特にACTチーム*10による<u>在宅支援</u>サービス、家や家族がない患者のための居住プログラムなどは極めて重要であ<u>る。ACTは平成22年2月に活動が開始され着実に進んでいるが、グループホーム構想の模索を含め、さらに強化拡充が望まれる。これに関連して、</u>医療以外の分野における連携や入退院を繰り返さないために患者・家族に向けて疾病に対する理解を深めるための心理教育・家族教室への取り組みが開始されている。
- ・ 司法病棟の増床<u>と治療プログラムの充実</u>、m-ECT*****による治療、クロザピン********2を使っての統合失調症の治療など、政策医療や先端医療に属する分野での積極的なサービス強化が進められていることは高く評価される。これらの取り組みには当然関係者の深い理解が必要なものがあり、現場だけに努力と負担を求めることがないよう、十分な配慮が必要である。

・ 研修医の受け入れ、教育・研修病院として専門医の育成・派遣など のほか、他機関では治療困難な患者の全県規模の受け入れといった不 採算の分野に対し担うべき機能を果たしている。そうした長期・慢性

の重症患者の受け入れや司法病棟など民間病院では対応できない県 立病院ならではの役割を担っていることへの理解を求めるなど、さら なる説明責任を果たし、透明性を高めることが必要である。すでに県 民向けの公開講座開催などが行われているが、今後とも引き続きこの 点についての努力を求めたい。

(4) 県立こども病院

- ・ 医療の提供については日本でも有数の小児病院として、県内だけで なく隣県や遠方の患者にも利用されており、極めて高い業績をあげて いる。
- ・ 平成22年度には、集学的治療*9の実践、緩和ケア*10チームの活動 等が認められ、県から静岡県小児がん拠点病院の指定を受けた。
- ・ 病院は、医師や看護師を中心にコメディカル、チャイルド・ライフ・スペシャリスト*11 等を含めた様々な職種によるチーム医療やアニマルセラピー*12 の導入などトータルケア*13 の実施により、小児患者や患者家族の立場に立った質の高いサービスの提供ができており、こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されている。その実績は各種メディアでも報道されている。外来患者数、入院患者平均在院日数などの基礎的指標をみても計画を上回る好業績を示している。
- ・ 循環器センター、周産期センター、こどもと家族のこころの診療センター、小児集中治療センターのそれぞれのセンターにおいても、先端的な取り組みが行われており、具体的には循環器センターにおける、高いレベルに裏付けられた身体に負担の少ない手術の実施、また

平成23年度暫定評価(案)

の重症患者の受け入れや司法病棟など民間病院では対応できない県立病院ならではの役割を担っていることへの<u>県民の</u>理解を求めるなど、さらなる説明責任を果たし、透明性を高めることが必要である。すでに県民向けの公開講座開催、地域における出前講座への認定看護師派遣などが行われているが、広報誌・ホームページの活用とあわせ、今後とも引き続きこの点についての努力を求めたい。

(4) 県立こども病院

- ・ 医療の提供については<u>県内唯一かつ</u>日本でも有数の小児<u>専門</u>病院として、県内だけでなく隣県や遠方の患者にも利用されており、極めて高い業績をあげている。
- ・ 平成22年度には、集学的治療*13の実践、緩和ケア*14チームの活動等が認められ、県から静岡県小児がん拠点病院の指定を受け、高度な技術水準を有している。
- ・ 病院は、医師や看護師を中心にコメディカル、チャイルド・ライフ・スペシャリスト*15等を含めた様々な職種によるチーム医療やアニマルセラピー*16の導入などトータルケア*17の実施により、小児患者や患者家族の立場に立った質の高いサービスの提供ができており、こどものための総合的な医療を提供する病院として信頼されている。その実績は各種メディアでも報道されている。外来患者数の増加、入院患者平均在院日数の短縮など基礎的指標をみても好業績を示している。
- ・ 循環器センター、周産期センター、こどもと家族のこころの診療センター、小児集中治療センター (PICU) のそれぞれのセンターにおいても、先端的な取り組みが行われている。 具体的には、循環器センターにおける、高いレベルに裏付けられた身体に負担の少ないカテーテ

周産期センターにおける地域でハイリスクの妊婦への早期対応による成果、こどもと家族のこころの診療センターにおける社会的要請に即した専門外来の設置など、いずれも常に医療の質の高度化を追求する姿勢が明確に表れている。

- ・ 地域との連携については、小児集中治療センターにおいて 24 時間 365 日全県下における小児 3 次救急をカバーしているほか、地域の公的病院への医師派遣など、県立病院としての役割を十分果たしていると認められる。
- ・ 医療秘書は 13 人となったが、その採用は、医師・看護師の負担を 軽減し、専門的サービスへの専念を助ける効果的な方策と認められ、 業務範囲の拡大検討など、さらなる活用を図ることが望まれる。
- ・ 経営面では、21 件の新規施設基準取得による入院単価の向上の実績 が評価される。
- ・ 教育研修については、マンツーマンの後期臨床研修、海外の医学講座への指導医や研修医の派遣、海外からの専門医の招聘による教育実習など、魅力ある研修プログラムが展開されている。学生や研修医の研修希望も多く、こども病院に対する医療関係者の評価の高さを窺わせるものである。
- ・ 課題であった新生児科医は8人となり体制の増強を見た。ただ、産 科医も含め、依然として必要数には不足しており、法人化の利点を生 かした充足努力が必要となっている。

平成23年度暫定評価(案)

<u>ル治療</u>の実施、また周産期センター<u>では、</u>地域<u>における</u>ハイリスクの 妊婦への早期対応による成果、こどもと家族のこころの診療センター に<u>おいては、こどもの精神保健ネットワークの拠点病院として県内の</u> <u>児童精神科医療の中核的機能を発揮するなど、</u>いずれも常に医療の質 の高度化を追求する姿勢が明確に表れている。

- ・ 地域との連携については、小児集中治療センターにおいて 24 時間 365 日全県下における小児 3 次救急をカバーしているほか、地域の公的病院への医師派遣など、県立病院としての役割を十分果たしていると認められる。 平成 23 年 9 月には、これまでの救急医療に対する貢献が評価され、「静岡県救急医療功労団体知事表彰」を受けている。
- ・ <u>医師事務作業補助者は前年度から5人増員する努力があり18人</u>となったが、その採用は、医師・看護師の負担を軽減し、専門的サービスへの専念を助ける<u>効果が確認されており、</u>業務範囲の拡大検討など、さらなる活用を図ることが望まれる。<u>これは、施設基準ランクアップにより、</u>入院単価の向上<u>にも寄与している。</u>
- ・ 教育研修については、マンツーマンの後期臨床研修、<u>複数のセクションを回る仕組み、</u>海外の医学講座への指導医や研修医の派遣、海外からの専門医の招聘による教育実習など、魅力ある研修プログラムが展開されている。<u>救急総合診療科を含め、</u>学生や研修医の研修希望も多く、こども病院に対する医療関係者の評価の高さを窺わせるものである。
- ・ 課題であった新生児科医は<u>体制の増強努力が行われ、必要数 10 人</u> に対し8人となったが、同じく必要数 5人に対し4人まで確保できた 産科医も含め、依然として必要数には不足しており、法人化の利点を 生かした充足努力がより一層求められるところである。
- ・ 医師・看護師の勤務負担軽減・就労環境改善のため、看護師につい

平成 22 年度評価との比較

平成 22 年度評価	平成 23 年度暫定評価(案)
平成 22 年度評価との比較	平成23年度暫定評価(案) て、平成23年11月から3病棟で2交代制の試行が始まり、現在4病棟で実施中であり、また、老朽化したものに代わる新しい医師公舎が平成24年3月に竣工することとなっている。職員のモチベーションを高める意味でも、こうした取り組みの意義は大きく、歓迎される。